令和5年度社会人交流事業実施委託業務公募型プロポーザル募集要領

1　事業の概要

（1）　事業名

令和5年度社会人交流事業実施委託業務

（2）　事業の目的

人との出会いや交流の機会が減少している若い世代に対し、興味関心に応じて集い、ライフプランも学べるハードルの低い出会いの機会として、マッチングのないイベントを開催し、若い世代の交流の活性化を図ります。

（3）　事業内容

委託業務の内容は、別途定める「令和5年度社会人交流事業実施委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」の別記（業務内容）に記載する業務のとおりとします。

なお、業務内容については、受託者決定後にプロポーザル審査での審査委員意見等を踏まえた条件を追加するなど、一般社団法人高知県法人会連合会（以下「法人会」）と委託業者との協議により、決定します。よって、企画提案の中で調整が必要なもの（イベント内容等）は、委託内容が決定するまで確約しないでください。

（4）　委託期間

契約締結日から令和6年3月 22 日（金）まで

2　見積限度額

９，５６０千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3　審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和5年度社会人交流事業実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4　契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と法人会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。１４日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて法人会と交渉を行うことになります。

5　資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

（1）　高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

（2）　地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

（3）「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

（4）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

（5）　本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。

（6）　本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6　説明会

日時：令和5年4月 12 日（水）午後2時から

場所：ちより街テラス

なお、会場の都合により1参加者当たり1～2名までの参加とします。

7　質疑と回答

質疑は令和5年4月　19　日（水）までに別紙様式1により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8　参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式2）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

［提出書類の様式、提出部数等］

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（別紙様式2）	A4縦	1部
2	法人概要書	A4縦	1部
3	同種、類似業務の実績一覧表 及びその内容の分かる資料	A4縦	1部

（1） 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和5年4月 27 日（木）17 時（必着）

③ 提出先

〒780-0053 高知県高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル2階

一般社団法人高知県法人会連合会 TEL 088-884-4480

（2） 資格要件の確認

法人会で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和5年4月 28 日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（3） 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（土日祝を除く。）以内に、書面により、会長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 会長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（法人会の土日祝を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和5年度社会人交流事業実施委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「令和5年度社会人交流事業実施委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和5年5月31日（水）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求が高知県に対してあった場合には開示の対象となります。

ただし、本事業を含め法人会が高知県から受託している事業の実績報告が受理された日以降に請求があったものに限ります。

高知県情報公開条例

[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj]

12　日程

令和5年4月12日（水）　説明会
令和5年4月27日（木）　参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和5年5月22日（月）　企画提案書の提出締切り
令和5年5月29日（月）　審査委員会（プレゼンテーション）（予定）
令和5年5月31日（水）　審査結果通知

13　提出書類の取扱い

（1）　提出された書類は返却されません。

（2）　提出された書類は、必要に応じ複写（法人会内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

（3）　提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求が高知県に対しあった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出してください。

開示・非開示の判断は様式3に基づき行うものではなく、様式3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例
[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj]

（4）　契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14　問合せ先

一般社団法人高知県法人会連合会
担当者　公文、三浦、谷
TEL　088-884-4480
FAX　088-884-7355
E-mail　kenren@kochihojinkai.com

15　失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

①　提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
②　審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
③　法人会職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
④　審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
⑤　プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程

第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

（1） 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の法人会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

（2） 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

（3） 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。